

〈補装具一覧〉

品目	用具の図	用具の説明	対象要件
視覚障がい者 安全つえ		目が不自由な方が歩行するとき、周囲の確認に使用するつえです。	
義眼		人工眼球、又は眼球を模した装飾用具です。	
矯正用眼鏡		視力を矯正する眼鏡です。	この用具を必要とする状態にある 視覚障がい者
弱視用眼鏡		矯正眼鏡でも矯正が難しい方が使う、拡大機能の強い眼鏡です。	
遮光用眼鏡		まぶしさなどを緩和するサングラスです。	羞明を来していて、羞明の軽減に、遮光眼鏡の服用より優先される治療法がない 視覚障がい者
補聴器		音や言葉を電気的に增幅拡大する機械です。言葉がはっきり聞こえる音を色々加工する工夫がなされています。	この用具を必要とする状態にある聴覚障がい者
車椅子		歩行が困難な方が乗って移動するための福祉用具です。 ※難病対象	障がいによる理由で歩行ができないか、実用的に歩行することが困難な重度身体障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
電動車椅子		普通の車椅子が利用できないほど重度の方が、自力で移動できるような電動駆動式の車椅子です。 ※難病対象	電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない重度な身体障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
座位保持装置		座った姿勢を保持するための福祉用具です。	障がいによって長時間座位姿勢をとることができない方、又は自力で座位姿勢を保持できない身体障がい者
義肢		失われた手足の代わりに用いられるべく作られた人工的な手足です。	欠損箇所についての身体障害者手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方
装具		感覚のない手足や身体を固定したり、手足の変形を矯正したりするための補助器具です。	不自由箇所についての身体障害者手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方